

北海道における 次世代自動車充電インフラ整備のビジョンについて

<目次>

1. ビジョンの策定にあたって
2. ビジョンの基本理念等
3. 基本方針に基づくビジョンの策定

第1回変更：平成25年8月



北海道 EV·PHV 普及促進検討研究会

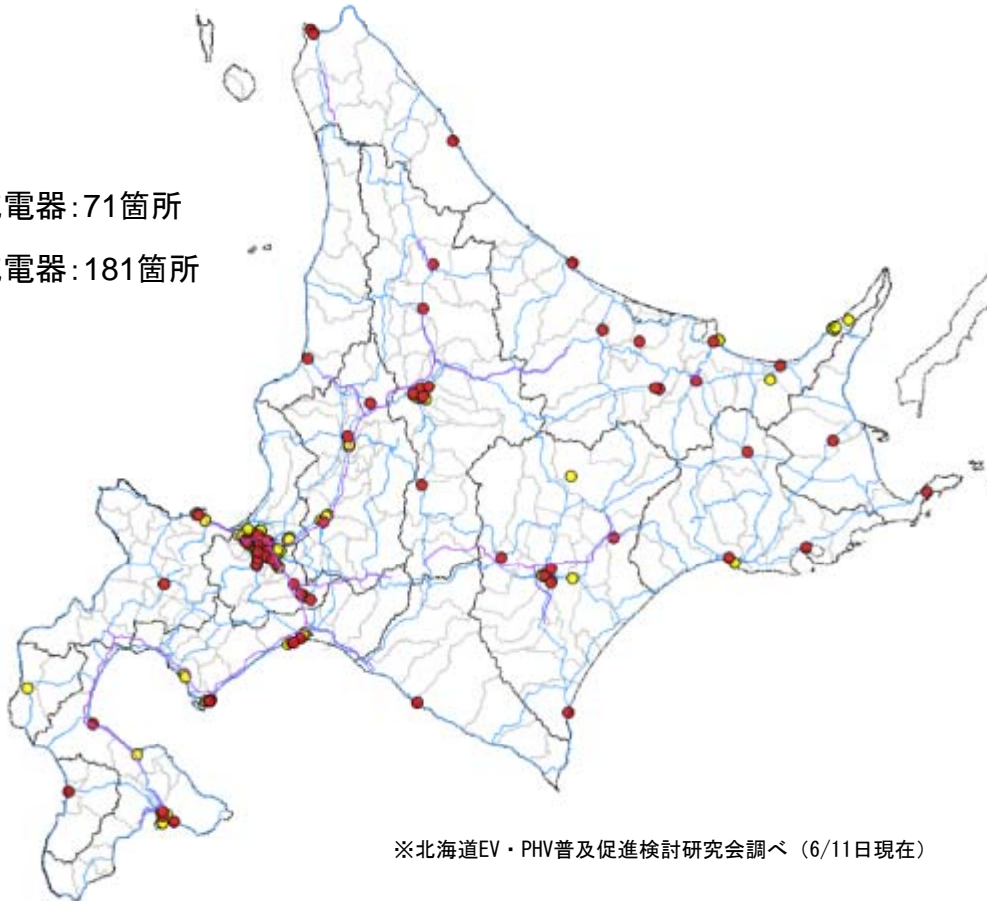
(1) ビジョン策定の背景

- ・電気自動車（EV）は、航続距離が短く（100km～200km）、冬期は更に航続距離が低下する
- ・北海道は、広大な面積を有しており、かつ積雪寒冷地域であるため、EVの航続距離の制約を受けずに安心して移動できるようになるためには、外出先の充電器の整備が不足している

⇒適正な配置間隔での面的な充電器整備の充実が課題となっている

■充電インフラマップ

- 急速充電器: 71箇所
- 普通充電器: 181箇所



※北海道EV・PHV普及促進検討研究会調べ（6/11日現在）

都道府県	急速充電器		可住面積当たりの急速充電器数		
	設置基数 (台)	RANK	可住面積 (km2)	急速/可住面積	RANK
北海道	71	5位	22,207.23	0.003	47位
青森県	20	33位	3,233.33	0.006	43位
岩手県	24	24位	3,693.92	0.006	42位
宮城県	36	16位	3,145.07	0.011	31位
秋田県	30	20位	3,194.09	0.009	38位
山形県	22	27位	2,855.27	0.008	40位
福島県	43	10位	4,228.58	0.010	36位
茨城県	22	27位	3,981.73	0.006	44位
栃木県	43	10位	2,981.51	0.014	18位
群馬県	35	17位	2,301.09	0.015	16位
埼玉県	80	4位	2,574.07	0.031	6位
千葉県	41	13位	3,531.74	0.012	29位
東京都	112	2位	1,392.14	0.080	2位
神奈川県	169	1位	1,467.18	0.115	1位
新潟県	35	17位	4,503.79	0.008	39位
富山県	23	25位	1,852.56	0.012	28位
石川県	18	38位	1,388.42	0.013	25位
福井県	14	43位	1,074.07	0.013	24位
山梨県	15	40位	952.35	0.016	15位
長野県	33	19位	3,313.75	0.010	37位
岐阜県	30	20位	2,200.26	0.014	21位
静岡県	66	7位	2,753.40	0.024	10位
愛知県	86	3位	2,975.37	0.029	7位
三重県	22	27位	2,044.14	0.011	32位
滋賀県	19	36位	1,296.58	0.015	17位
京都府	41	13位	1,177.30	0.035	4位
大阪府	64	8位	1,318.34	0.049	3位
兵庫県	67	6位	2,775.16	0.024	9位
奈良県	9	46位	851.43	0.011	33位
和歌山県	15	40位	1,095.89	0.014	20位
鳥取県	30	20位	910.74	0.033	5位
島根県	17	39位	1,288.15	0.013	22位
岡山県	42	12位	2,227.37	0.019	12位
広島県	39	15位	2,290.58	0.017	13位
山口県	22	27位	1,716.14	0.013	26位
徳島県	13	44位	1,024.16	0.013	27位
香川県	5	47位	1,002.92	0.005	45位
愛媛県	22	27位	1,667.16	0.013	23位
高知県	12	45位	1,160.53	0.010	34位
福岡県	58	9位	2,774.97	0.021	11位
佐賀県	21	32位	1,332.97	0.016	14位
長崎県	23	25位	1,634.03	0.014	19位
熊本県	20	33位	2,732.02	0.007	41位
大分県	20	33位	1,745.82	0.011	30位
宮崎県	19	36位	1,845.71	0.010	35位
鹿児島県	15	40位	3,270.43	0.005	46位
沖縄県	30	20位	1,167.87	0.026	8位

可住面積あたりの急速充電器数は全国最下位！

※北海道の急速充電器数：北海道EV・PHV普及促進検討研究会調べ（6/11現在）
 都道府県の急速充電器数：CHAdeMO協議会HP（7/6現在）
 可住面積：社会生活指標—都道府県の指標—2013（総務省統計局）

(2) ビジョン策定の趣旨

経済産業省では、平成24年度補正予算『次世代自動車充電インフラ整備促進事業』にて、**自治体等が策定する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置に際しては、充電設備機器費及び設置工事費の3分の2を補助する**とした。

そこで、「北海道における次世代自動車充電インフラ整備のビジョン(以下、北海道ビジョン)」を作成し、北海道内における充電器の整備を加速させ、次世代自動車の普及を促進する。

(3) 本ビジョンの立ち位置

本ビジョンは「北海道における面的かつ効率的な配置」を示す概念である。

補助金交付の審査については、当ビジョンの適合有無に関わらず、次世代自動車振興センターが行うものである。

※なお、当ビジョンへの適合要件ではないが、「申請者(設置者)」と「充電器を設置しようとする土地の所有者又は管理者」が異なる場合は、土地の所有者又は管理者との同意が必要となるので、あらかじめ協議を進めておくこと。

■次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助金概要

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置	充電設備機器費及び設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置	充電設備機器費及び設置工事費	1/2
第3の事業	マンションの駐車場及び月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置	充電設備機器費及び設置工事費	
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電設備機器費	

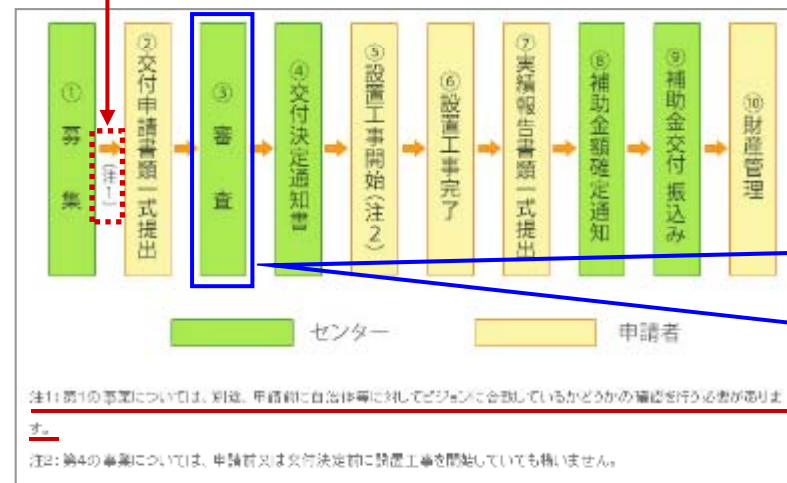
(注)「公共性を有する」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
 - ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用または物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金の徴収は可。)
 - ③利用者を限定していないこと
- (ただし、会員制などとしていてもその場で充電器利用料金を払う方法などで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

※一般社団法人 次世代自動車振興センターHPより引用
(http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_outline.html)

■次世代自動車充電インフラ整備促進事業の申請フロー

ビジョンとの整合が確認された場合、第1の事業として審査を受けることが可能



補助金交付の要件等については、別途、次世代自動車振興センターHP「**申請の手引き**」を参照すること。

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_kitei.html

※一般社団法人 次世代自動車振興センターHPより
(http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei_outline.html)

基本理念

- ・ 電欠なき北海道の創出
- ・ 北海道の自然や景観等の魅力的な観光資源の保護のため、移動に伴う環境負荷の低減

基本理念に基づく基本方針

基本方針Ⅰ． 北海道内をくまなく移動できる

基本方針Ⅱ． 緊急時の充電に対応できる基盤を整備し、安心・安全に移動できる

基本方針Ⅲ． EVの航続距離の制約を受けずに観光周遊行動が行える

基本的考え方

「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン（H24.6国土交通省）」の考え方を基本とし、北海道の地域特性を勘案して北海道における充電器の効率的な配置計画とする

- ①「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン（H24.6国土交通省）」の考え方 ⇒ P 4
- ②北海道の地域特性を勘案した経路充電施設の配置間隔について ⇒ P 5

①「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン(H24.6国土交通省)」の考え方

電気自動車の充電施設に関しては、主に自宅である戸建て住宅やマンション・ビルなどプライベートな場所での利用と、道の駅、公共が管理する駐車場、商業施設や時間貸し駐車場などのパブリックな場所での利用が想定される。

充電形態に関し、自動車の保管場所で行われるプライベート充電、移動先の目的地で行うパブリック充電(目的地充電)、移動の経路上で行うパブリック充電(経路充電)及び渋滞などの不測の事態に際して行うパブリック充電(緊急充電)の4つに分類して、充電施設の配置の考察を行っている。

※「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン(H24.6国土交通省)」P11より引用

表 充電形態と対応する充電器の種別

充電形態		充電器種別			充電器種別の選定の考え方
		普通充電器		急速充電器	
		100V	200V		
パブリック充電	目的地充電 ・移動の目的地での滞在中における充電		○	△	比較的中・長時間の駐車が想定されるため、普通充電器の設置が基本になると考えられるが、パブリック充電(経路充電)的な役割で使用する可能性のある施設については、必要に応じて急速充電器の設置も考えられる。
	経路充電 ・移動の経路上における充電			○	中・長距離の移動途中での継ぎ足しの位置づけであり、滞在時間が短時間の内に一定の距離の走行を可能とする充電をする必要があることから、急速充電器の設置が必要と考えられる。
	緊急充電 ・渋滞等の不測の事態によって、電欠の恐れが生じた際に、移動経路上又は経路外において、駆け込みで行う充電		△		○

※「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン(H24.6国土交通省)」P15を元に作成

②北海道の地域特性を勘案した経路充電施設の配置間隔について

<国土交通省のガイドライン(H24.6)の考え方>

平成22年度の実証実験では、一日の総走行距離の長短にかかわらず、およそ40~50kmまでの移動で充電を行っているケースが多いという結果が得られた。また、平成23年度の調査においても、外出時のパブリック充電は平均で個人が約33km、法人が約43kmで利用していることが確認出来た。

この調査結果によると、外出先での充電の需要は、走行可能距離に係わらず概ね40kmを超えた場合に発生し、これらに対応するパブリック充電(目的地充電・経路充電)の整備が適当であると考えられる。

※「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン(H24.6国土交通省)」P14より引用

<北海道の地域特性>

- ・積雪寒冷地である北海道では、冬期に暖房が必須となることから、電気自動車の電費が低下する
- ・「緊急雇用創出推進事業による電気自動車(EV)導入普及啓発事業(H23北海道)」の調査結果では、1月の平均電費が2.4km/kWhと報告されている

表 4.2.2 アイ・ミーブの月平均電費及び月平均気温(平成23年1月~10月)

アイ・ミーブ	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	全期間
平均電費(km/kWh)	2.4	2.6	3.1	4.3	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	4.2	4.2
平均気温(°C)	-3.8	-1.1	0.5	6.9	11.1	17.3	21.8	23.6	19.2	12.1	

※緊急雇用創出推進事業による電気自動車(EV)導入普及啓発事業(H23北海道)報告書より

■厳冬期における継ぎ足し充電時の航続距離(参考値)

$$\begin{array}{l}
 \text{EVの平均} \\
 \text{総電力量} \\
 \text{約17kWh}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{厳冬期(1月)} \\
 \text{の平均電費} \\
 \text{2.4km/kWh}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{急速充電器での} \\
 \text{充電量(8割充電)} \\
 \text{0.8}
 \end{array}
 = \text{約32km}$$

※EVの平均総電力量は、H25.4月現在市販されているEVの内、日産リーフ(24kWh)、三菱iMiEV(16kWh、10.5kWh)の3車種の平均とした

<北海道ビジョンでの考え方>

積雪寒冷地である北海道の地域特性を勘案し、おおむね30km間隔を基本に経路充電施設(急速充電器)を配置する

基本方針に基づく充電器の設置ビジョンを以下に示す。

基本方針Ⅰ．北海道内をくまなく移動できる

- ①幹線道路網である国道沿道において、おおむね30km間隔(20～40km間隔)での急速充電器の配置(既存のものを含む)となるよう、必要箇所に急速充電器を各1基設置する(P7参照)※1
- ②交通結節点である高速道路等入口付近および空港・フェリーターミナル付近(1km以内)に急速充電器を各1基設置する(P8参照)※2、※3
- ③経路充電の充実を目的とし、各市町村の人口規模に応じ、急速充電器を設置する(P9、P12～P15参照)

※1 本ビジョンにおいて、国道沿道における急速充電器の設置とは、国道から5km以内の範囲に設置するものをいう

※2 高速道路等とは、高速自動車国道、一般国道自動車専用道路および高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路をいう

※3 高速道路等のうち、東日本高速道路(株)が管理する区間におけるビジョンは、別途、東日本高速道路(株)が策定するものによる

基本方針Ⅱ．緊急時の充電に対応できる基盤を整備し、安心・安全に移動できる

・緊急的な充電、あるいは予期せぬ電欠に緊急に対応可能とするため、各市町村の人口規模に応じ、24時間対応の急速充電器または普通充電器を設置する(P10、P12～P15参照)

基本方針Ⅲ．EVの航続距離の制約を受けずに観光周遊行動が行える

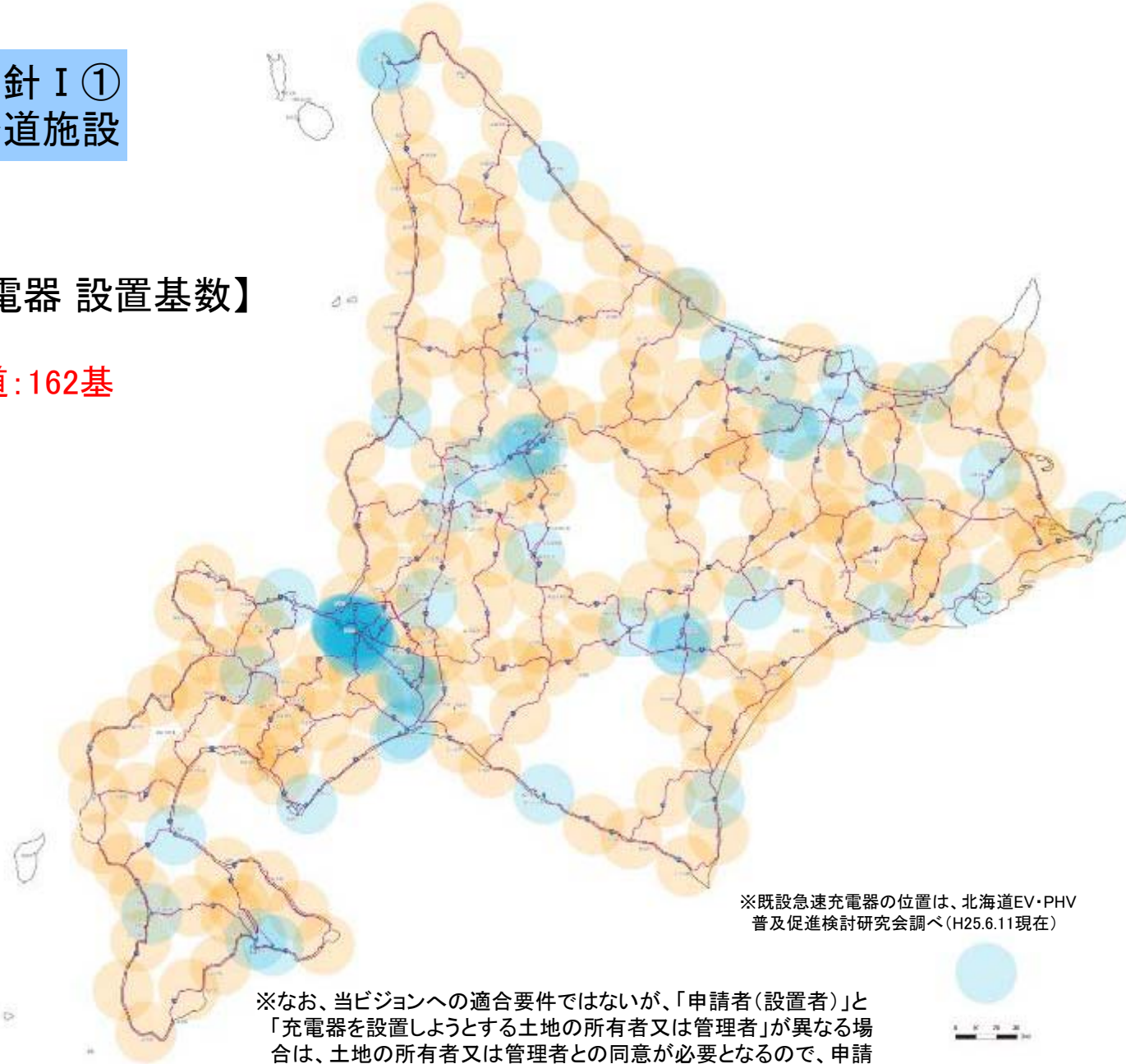
・EVでの観光周遊行動の支援を目的とし、観光施設・宿泊施設・飲食物販施設等を対象に、各市町村の観光入込客数に応じ、普通充電器を設置する(P11、P12～P15参照)

3. 基本方針に基づくビジョンの策定

基本方針 I ① 国道沿道施設

【急速充電器 設置基数】

国道沿道: 162基



※既設急速充電器の位置は、北海道EV・PHV普及促進検討研究会調べ(H25.6.11現在)

※なお、当ビジョンへの適合要件ではないが、「申請者(設置者)」と「充電器を設置しようとする土地の所有者又は管理者」が異なる場合は、土地の所有者又は管理者との同意が必要となるので、申請者はあらかじめ協議を進めておくこと。

国道番号	起点	終点	充電器基数
5	函館市	札幌市	8
12	札幌市	旭川市	2
36	札幌市	室蘭市	1
37	長万部町	室蘭市	2
38	滝川市	釧路市	7
39	旭川市	網走市	6
40	旭川市	稚内市	6
44	釧路市	根室市	4
227	函館市	江差町	2
228	函館市	江差町	5
229	小樽市	江差町	10
230	札幌市	せたな町	5
231	札幌市	留萌市	4
232	稚内市	留萌市	5
233	旭川市	留萌市	1
234	岩見沢市	苫小牧市	2
235	室蘭市	浦河町	3
236	帯広市	浦河町	5
237	旭川市	浦河町	4
238	網走市	稚内市	8
239	網走市	留萌市	4
240	釧路市	網走市	4
241	弟子屈町	帯広市	4
242	網走市	帯広市	3
243	網走市	根室市	4
244	網走市	根室市	5
272	釧路市	標津町	1
273	帯広市	紋別市	6
274	札幌市	標茶町	8
275	札幌市	浜頓別町	6
276	江差町	苫小牧市	2
277	江差町	八雲町	1
278	函館市	森町	3
333	旭川市	北見市	3
334	羅臼町	美幌町	4
335	羅臼町	標津町	1
336	浦河町	釧路市	4
337	千歳市	小樽市	0
391	釧路市	網走市	2
392	釧路市	本別町	0
393	小樽市	倶知安町	1
451	留萌市	滝川市	1
452	夕張市	旭川市	3
453	札幌市	伊達市	2

基本方針Ⅱ 緊急充電

○「緊急充電」における当ビジョンでの設置可能基数の考え方

各市町村の人口規模に応じて"目標とする24時間対応充電器基数"を設定し、そこから"公共性を有する既存24時間対応充電器数"を差し引き、ビジョンでの設置可能基数を設定

※当ビジョンにおける既存24時間対応充電器とは、24時間稼働の普通または急速充電器を指す

※公共性の要件についてはP2参照

【1都市当たりの設置目標数】

人口	20万人以上	10~20万人	5~10万人	3~5万人	1~3万人	1万人未満	合計
1都市当たりの設置目標数	10	7	5	3	2	1	
都市数	8	10	7	6	37	120	188
設置目標数 小計	80	70	35	18	74	120	397

※資料:住民基本台帳人口及び世帯数(北海道総合政策部地域行政局市町村課調)H25.3.31現在

番号	市区町村	4圏域	人口	目標とする充電器基数	既存24時間充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの設置可能基数
1	夕張市	道央	10,042	2	2	2
2	梶井江町	道央	87,852	5	5	5
3	美幌市	道央	24,768	2	2	2
4	芦別市	道央	16,136	2	2	2
5	赤平市	道央	11,884	2	2	2
6	三笠市	道央	9,841	1	1	1
7	滝川市	道央	42,216	3	3	3
8	砂川市	道央	18,425	2	2	2
9	歌志内市	道央	4,110	1	1	1
10	深川市	道央	22,788	2	2	2
11	南幌町	道央	8,382	1	1	1
12	梶井江町	道央	6,066	1	1	1
13	上砂川町	道央	3,733	1	1	1
14	田中町	道央	5,799	1	1	1
15	長沼町	道央	11,680	2	2	2
16	栗山町	道央	12,978	2	2	2
17	月形町	道央	3,758	1	1	1
18	浦臼町	道央	2,136	1	1	1
19	新十津川町	道央	7,026	1	1	1
20	妹背牛町	道央	3,401	1	1	1
21	秩父別町	道央	2,670	1	1	1
22	蘭室町	道央	2,801	1	1	1
23	北幌町	道央	2,133	1	1	1
24	沼田町	道央	3,500	1	1	1
25	札幌市	道央	1,910,555	88	88	88
26	江利川町	道央	120,499	7	7	7
27	千歳市	道央	94,312	5	5	5
28	滝川市	道央	68,577	5	5	5
29	北広島市	道央	59,896	5	5	5
30	苫小牧市	道央	60,275	5	5	5
31	当別町	道央	17,802	2	2	2
32	新篠津村	道央	3,417	1	1	1
33	川部町	道央	127,970	7	7	7
34	島牧村	道央	1,718	1	1	1
35	寿都町	道央	3,333	1	1	1
36	黒松内町	道央	3,138	1	1	1
37	蘭越町	道央	5,210	1	1	1
38	ニセコ町	道央	4,708	1	1	1
39	真狩村	道央	2,134	1	1	1
40	留寿都村	道央	1,917	1	1	1
41	喜茂別町	道央	2,354	1	1	1
42	京極町	道央	3,288	1	1	1
43	倶知安町	道央	15,207	2	2	2
44	共和町	道央	6,407	1	1	1
45	岩内町	道央	14,287	2	2	2
46	泊村	道央	1,836	1	1	1
47	神楽内村	道央	990	1	1	1
48	樺戸町	道央	2,425	1	1	1
49	古平町	道央	3,540	1	1	1
50	仁木町	道央	3,649	1	1	1

番号	市区町村	4圏域	人口	目標とする充電器基数	既存24時間充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの設置可能基数
51	余市町	道央	20,532	2	2	2
52	赤井川村	道央	1,152	1	1	1
53	美幌市	道央	91,726	5	5	5
54	美幌市	道央	91,726	5	5	5
55	桑園町	道央	50,886	5	5	5
56	伊達市	道央	36,118	3	3	3
57	豊浦町	道央	4,351	1	1	1
58	壮瞥町	道央	2,763	1	1	1
59	白老町	道央	18,833	2	2	2
60	厚真町	道央	4,727	1	1	1
61	湧別町	道央	9,787	1	1	1
62	安平町	道央	8,673	1	1	1
63	むかわ町	道央	9,246	1	1	1
64	白糠町	道央	19,209	2	2	2
65	平取町	道央	5,528	1	1	1
66	新緑町	道央	5,745	1	1	1
67	浦河町	道央	13,527	2	2	2
68	様似町	道央	4,914	1	1	1
69	えりも町	道央	5,267	1	1	1
70	新ひだか町	道央	24,772	2	2	2
71	函館市	道南	274,537	10	10	10
72	北斗市	道南	48,393	3	3	3
73	松前町	道南	8,821	1	1	1
74	福島町	道南	4,921	1	1	1
75	知内町	道南	4,447	1	1	1
76	木古内町	道南	4,878	1	1	1
77	七飯町	道南	28,691	2	2	2
78	鹿部町	道南	4,341	1	1	1
79	森町	道南	17,309	2	2	2
80	八雲町	道南	18,196	2	2	2
81	長万部町	道南	5,849	1	1	1
82	江津町	道南	8,578	1	1	1
83	上ノ国町	道南	5,650	1	1	1
84	度内町	道南	4,402	1	1	1
85	乙訓町	道南	4,247	1	1	1
86	奥尻町	道南	2,973	1	1	1
87	今金町	道南	5,813	1	1	1
88	せたな町	道南	9,165	1	1	1
89	旭川市	道北	348,658	10	10	10
90	士別市	道北	21,238	2	2	2
91	名寄市	道北	29,515	2	2	2
92	高島野町	道北	23,595	2	2	2
93	滝川内町	道北	7,339	1	1	1
94	鹿部町	道北	7,339	1	1	1
95	東神楽町	道北	9,898	1	1	1
96	苫山町	道北	7,043	1	1	1
97	比布町	道北	4,056	1	1	1
98	虻別町	道北	3,231	1	1	1
99	上川町	道北	4,035	1	1	1
100	東川町	道北	7,865	1	1	1

番号	市区町村	4圏域	人口	目標とする充電器基数	既存24時間充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの設置可能基数
101	美瑛町	道北	10,714	2	2	2
102	上富良野町	道北	11,562	2	2	2
103	中富良野町	道北	5,456	1	1	1
104	中富良野町	道北	2,774	1	1	1
105	美瑛町	道北	1,142	1	1	1
106	和寒町	道北	3,816	1	1	1
107	網走町	道北	3,508	1	1	1
108	下川町	道北	3,569	1	1	1
109	美深町	道北	4,819	1	1	1
110	美瑛子母村	道北	795	1	1	1
111	中川町	道北	1,778	1	1	1
112	留萌市	道北	23,545	2	2	2
113	雄毛町	道北	5,009	1	1	1
114	北平町	道北	3,529	1	1	1
115	深川町	道北	3,501	1	1	1
116	浦幌町	道北	7,773	1	1	1
117	初山別荘	道北	1,360	1	1	1
118	遠別町	道北	2,986	1	1	1
119	十勝町	道北	3,433	1	1	1
120	雄内町	道北	37,228	3	3	3
121	標津町	道北	2,554	1	1	1
122	標津村	道北	2,749	1	1	1
123	深川町	道北	3,931	1	1	1
124	深川町	道北	1,925	1	1	1
125	揆登町	道北	8,888	1	1	1
126	富岡町	道北	4,245	1	1	1
127	札文町	道北	2,814	1	1	1
128	根室町	道北	2,300	1	1	1
129	利尻富岡町	道北	2,775	1	1	1
130	北見市	道東	123,227	7	7	7
131	網走市	道東	38,052	3	3	3
132	紋別市	道東	23,922	2	2	2
133	美幌町	道東	21,087	2	2	2
134	釧路町	道東	5,459	1	1	1
135	釧路市	道東	12,423	2	2	2
136	涌川町	道東	4,455	1	1	1
137	小清水町	道東	5,266	1	1	1
138	川部町	道東	5,460	1	1	1
139	厚狩町	道東	3,263	1	1	1
140	佐呂間町	道東	5,688	1	1	1
141	滝川町	道東	21,724	2	2	2
142	滝川町	道東	9,713	1	1	1
143	滝川町	道東	2,953	1	1	1
144	滝川町	道東	4,113	1	1	1
145	滝川町	道東	1,142	1	1	1
146	大空町	道東	4,702	1	1	1
147	大空町	道東	7,920	1	1	1
148	帯広市	道東	168,205	7	7	7
149	青森町	道東	45,416	3	3	3
150	上幌町	道東	6,478	1	1	1

番号	市区町村	4圏域	人口	目標とする充電器基数	既存24時間充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの設置可能基数
151	上士幌町	道東	5,030	1	1	1
152	鹿追町	道東	5,575	1	1	1
153	新得町	道東	6,503	1	1	1
154	清水町	道東	10,022	2	2	2
155	舟形町	道東	19,311	2	2	2
156	中札内村	道東	4,090	1	1	1
157	東別荘	道東	3,391	1	1	1
158	大樹町	道東	5,882	1	1	1
159	広尾町	道東	7,707	1	1	1
160	帯広市	道東	27,592	2	2	2
161	池田町	道東	7,423	1	1	1
162	帯広市	道東	3,452	1	1	1
163	本別町	道東	7,939	1	1	1
164	足寄町	道東	7,488	1	1	1
165	陸奥町	道東	2,628	1	1	1
166	浦幌町	道東	5,415	1	1	1
167	釧路市	道東	180,456	7	7	7
168	釧路市	道東	20,490	2	2	2
169	厚岸町	道東	10,289	2	2	2
170	浜中町	道東	6,362	1	1	1
171	標茶町	道東	8,197	1	1	1
172	弟子屈町	道東	8,031	1	1	1
173	鶴岡村	道東	2,512	1	1	1
174	白糠町	道東	9,011	1	1	1
175	標室町	道東	28,553	2	2	2
176	泊町	道東	15,865	2	2	2
177	中標津町	道東	24,208	2	2	2
178	標津町	道東	5,587	1	1	1
179	浦臼町	道東	5,825	1	1	1
				397	18	379

※札幌市は区毎に設定

番号	市区町村	総数	人口分け	目標とする充電器基数	既存24時間充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの設置可能基数
25-1	中央区	219,066	20万人以上	10	0	10
25-2	北区	276,871	20万人以上	10	0	10
25-3	東区	255,094	20万人以上	10	0	10
25-4	白石区	207,564	20万人以上	10	0	10
25-5	厚別区	214,448	20万人以上	10	0	10
25-6	南区	142,678	10~20万人	7	0	7
25-7	西区	209,889	20万人以上	10	0	10
25-8	厚別区	123,416	10~20万人	7	0	7
25-9	手稲区	140,600	10~20万人	7	0	7
25-10	清田区	114,929	10~20万人	7	0	7

3. 基本方針に基づくビジョンの策定

基本方針Ⅲ 観光周遊の支援

○「観光周遊の支援」における当ビジョンでの設置可能基数の考え方
 各市町村の観光入込客数に応じて"目標とする普通充電器基数"を設定し、そこから
 "公共性を有する既存普通充電器数"を差し引き、ビジョンでの設置可能基数を設定

※公共性の要件についてはP2参照

【1都市当たりの設置目標数】

年間観光入込客数	1000万人以上	500～1000万人	300～500万人	200～500万人	100～200万人	50～100万人	10～50万人	10万人未満	合計
1都市当たりの設置目標数	100	50	30	20	15	10	7	5	
都市数	1	2	2	5	20	31	91	27	179
設置目標数 小計	100	100	60	100	300	310	637	135	1742

※資料：北海道観光入込客数調査報告書（H23.4～H24.3）

番号	市区町村	4圏域	観光 入込客数	目標とする 充電器基数	既存普通 充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの 設置可能基数
1	夕張市	道央	777	10		10
2	岩見沢市	道央	1,128	15	1	14
3	美瑛市	道央	324	7		7
4	虻川市	道央	880	10		10
5	帯広市	道央	209	7		7
6	三笠市	道央	850	10		10
7	滝川市	道央	748	10		10
8	砂川市	道央	1,436	15	1	14
9	歌志内市	道央	398	7		7
10	深川市	道央	894	10		10
11	網走町	道央	275	7		7
12	宗井江町	道央	103	7		7
13	上砂川町	道央	94	5		5
14	由仁町	道央	348	7		7
15	長沼町	道央	797	10		10
16	真山町	道央	397	7		7
17	月形町	道央	161	7		7
18	浦幌町	道央	176	7		7
19	新十津川町	道央	155	7		7
20	妹背牛町	道央	258	7		7
21	秩父別町	道央	404	7		7
22	雨竜町	道央	261	7		7
23	北見町	道央	302	7		7
24	根田町	道央	271	7		7
25	稚内市	道央	12,165	70	21	49
26	江別市	道央	1,750	10	1	9
27	千歳市	道央	4,532	30	1	29
28	東根市	道央	1,310	15		15
29	北広島市	道央	1,799	10	2	8
30	石狩市	道央	1,709	15	1	14
31	日高町	道央	379	7		7
32	新篠津村	道央	248	7		7
33	小樽市	道央	6,036	50	1	49
34	島牧村	道央	100	7		7
35	寿都町	道央	183	7		7
36	麻績内町	道央	148	7		7
37	蘭越町	道央	790	10		10
38	二セウ町	道央	1,353	15		15
39	真狩村	道央	471	7		7
40	留寿都村	道央	1,360	15		15
41	基瓦別町	道央	2,725	20		20
42	京極町	道央	703	10		10
43	倶知安町	道央	1,426	15		15
44	共和町	道央	179	7		7
45	塩内町	道央	432	7		7
46	沼川町	道央	230	7		7
47	標葉内村	道央	146	7		7
48	糠川町	道央	886	10		10
49	古平町	道央	89	5		5
50	仁木町	道央	194	7		7

番号	市区町村	4圏域	観光 入込客数	目標とする 充電器基数	既存普通 充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの 設置可能基数
51	余市町	道央	792	10		10
52	赤井川村	道央	306	7		7
53	室蘭市	道央	948	10	2	8
54	苫小牧市	道央	1,793	15	2	13
55	岩別町	道央	2,661	20		20
56	磯谷町	道央	1,988	15		15
57	雄勝町	道央	353	7		7
58	札幌市	道央	1,288	15		15
59	白老町	道央	1,722	15		15
60	厚真町	道央	151	7		7
61	洞爺湖町	道央	2,020	20		20
62	安平町	道央	335	7		7
63	むかわ町	道央	201	7		7
64	日高町	道央	480	7		7
65	平取町	道央	150	7		7
66	新羽町	道央	344	7		7
67	南河町	道央	106	7		7
68	様似町	道央	92	5		5
69	えりも町	道央	144	7		7
70	新ひだか町	道央	304	7		7
71	南幌市	道南	4,108	30		30
72	北見市	道南	658	10		10
73	松前町	道南	483	7		7
74	補島町	道南	73	5		5
75	知内町	道南	184	7		7
76	大川町	道南	55	5		5
77	七飯町	道南	1,534	15		15
78	鹿部町	道南	219	7		7
79	森町	道南	931	10		10
80	八雲町	道南	458	7		7
81	長万部町	道南	524	10		10
82	江差町	道南	355	7		7
83	上ノ国町	道南	97	5		5
84	厚沢部町	道南	132	7		7
85	北郷町	道南	120	7		7
86	南郷町	道南	33	5		5
87	余金町	道南	55	5		5
88	母七町	道南	234	7		7
89	釧路市	道北	5,410	50	4	46
90	士別市	道北	358	7		7
91	名寄市	道北	607	10		10
92	京良野町	道北	1,725	15		15
93	釧路内町	道北	166	7		7
94	釧路町	道北	149	7		7
95	東神楽町	道北	311	7		7
96	南郷町	道北	359	7		7
97	北条町	道北	197	7		7
98	常呂町	道北	58	5		5
99	上川町	道北	1,707	15		15
100	東川町	道北	948	10		10

番号	市区町村	4圏域	観光 入込客数	目標とする 充電器基数	既存普通 充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの 設置可能基数
101	東川町	道北	1,131	15		15
102	上富良野町	道北	654	10		10
103	中富良野町	道北	684	10		10
104	南富良野町	道北	377	7		7
105	石狩村	道北	1,235	15		15
106	新十津川町	道北	41	5		5
107	剣淵町	道北	613	10		10
108	下川町	道北	57	5		5
109	美深町	道北	435	7		7
110	厚沢子府村	道北	69	5		5
111	中川町	道北	75	5		5
112	東明町	道北	264	7		7
113	増毛町	道北	221	7		7
114	小平町	道北	155	7		7
115	喜別町	道北	148	7		7
116	稚内町	道北	79	5		5
117	知内村	道北	83	5		5
118	雄別町	道北	75	5		5
119	大井町	道北	285	7		7
120	新ひ内市	道北	466	7	1	6
121	標葉町	道北	125	7		7
122	猿払村	道北	140	7		7
123	浜頓別町	道北	144	7		7
124	中頓別町	道北	46	5		5
125	成帯町	道北	226	7		7
126	敷香町	道北	208	7		7
127	北郷町	道北	136	7		7
128	鹿部町	道北	150	7		7
129	利尻富士町	道北	150	7		7
130	北見市	道東	1,225	15	1	14
131	網走市	道東	1,273	15	1	14
132	紋別市	道東	530	10		10
133	美瑛町	道東	790	10		10
134	滝川町	道東	102	7		7
135	名寄町	道東	1,182	15		15
136	南幌町	道東	121	7		7
137	小清水町	道東	455	7		7
138	訓子府町	道東	65	5		5
139	留寿都村	道東	92	5		5
140	佐呂間町	道東	205	7		7
141	遠軽町	道東	351	7		7
142	湧別町	道東	483	7		7
143	滝上町	道東	79	5		5
144	東神楽町	道東	39	5		5
145	西興部村	道東	38	5		5
146	南興部町	道東	125	7		7
147	北空町	道東	833	10		10
148	釧路市	道東	2,393	20	2	18
149	音更町	道東	1,276	15		15
150	士幌町	道東	121	7		7

番号	市区町村	4圏域	観光 入込客数	目標とする 充電器基数	既存普通 充電器 ※公共性を有する	当ビジョンでの 設置可能基数
151	士幌町	道東	309	7		7
152	鹿追町	道東	709	10		10
153	新得町	道東	947	10		10
154	清水町	道東	62	5		5
155	芽室町	道東	204	7		7
156	中札内村	道東	984	10		10
157	東川町	道東	33	5		5
158	大畑町	道東	50	5		5
159	広尾町	道東	117	7		7
160	羅臼町	道東	494	7		7
161	池田町	道東	240	7		7
162	歌頓町	道東	47	5		5
163	本別町	道東	319	7		7
164	足寄町	道東	613	10		10
165	雄別町	道東	153	7		7
166	稚内町	道東	67	5		5
167	釧路市	道東	2,983	20	1	19
168	釧路町	道東	108	7		7
169	厚岸町	道東	312	7		7
170	浜中町	道東	266	7		7
171	根室市	道東	155	7		7
172	弟子屈町	道東	728	10		10
173	鶴居村	道東	188	7		7
174	白糠町	道東	677	10		10
175	磯谷市	道東	319	7		7
176	別海町	道東	281	7		7
177	網走町	道東	327	7		7
178	檉津町	道東	366	7		7
179	鹿白町	道東	507	10		10

1742 43 1699

3. 基本方針に基づくビジョンの策定

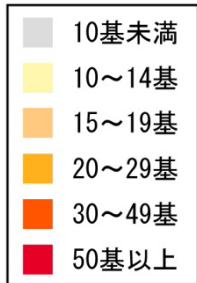
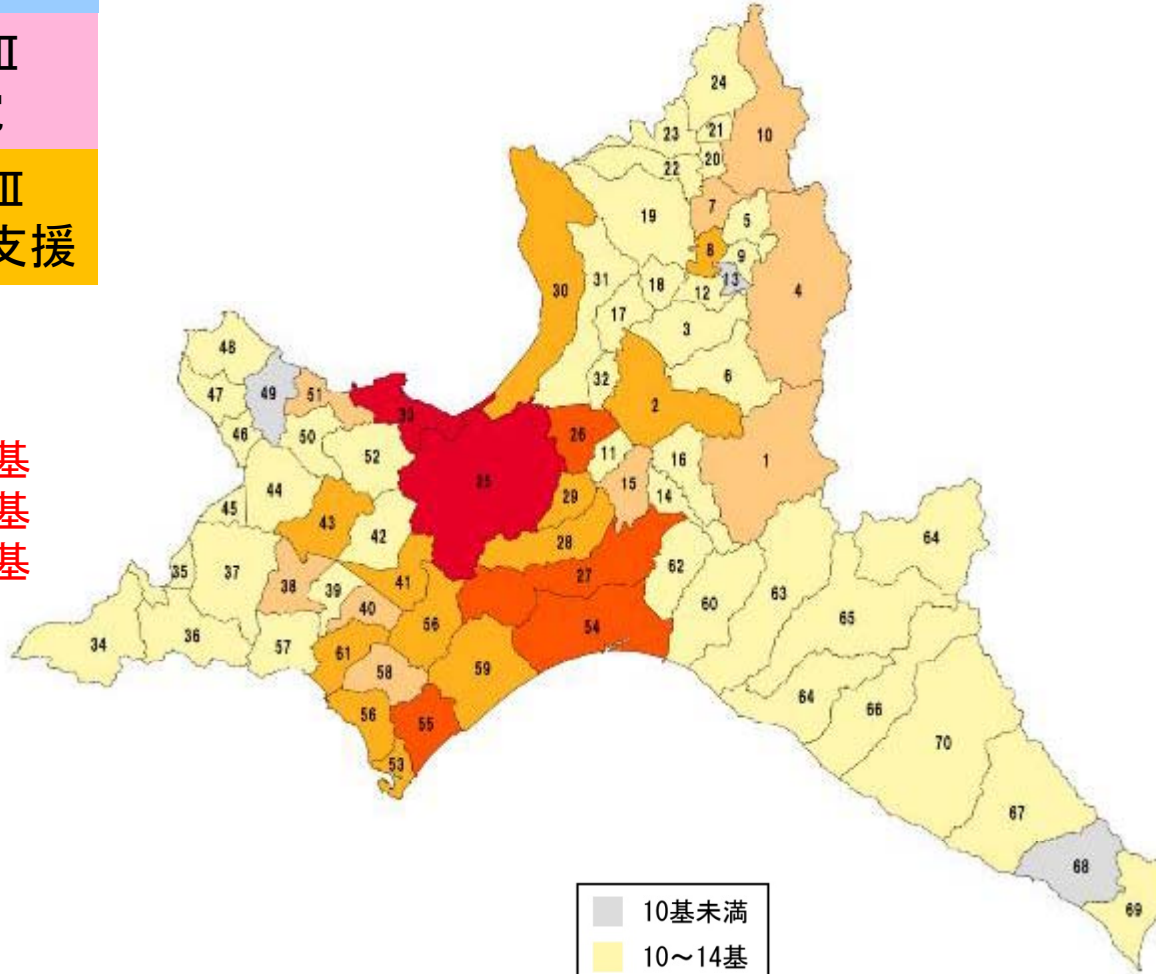
基本方針Ⅰ③
経路充電の充実

基本方針Ⅱ
緊急充電

基本方針Ⅲ
観光周遊の支援

【道央圏】

急速：477基
24時間：223基
普通：776基



※なお、当ビジョンへの適合要件ではないが、「申請者(設置者)」と「充電器を設置しようとする土地の所有者又は管理者」が異なる場合は、土地の所有者又は管理者との同意が必要となるので、申請者はあらかじめ協議を進めておくこと。

市町村コード	番号	市町村	4圏域	ビジョンで設置可能な充電器基数			合計
				急速	24時間	普通	
1209	1	夕張市	道央	5	2	10	17
1210	2	岩見沢市	道央	5	5	14	28
1215	3	美幌市	道央	5	2	7	14
1216	4	虻田市	道央	5	2	10	17
1218	5	赤平市	道央	5	2	7	14
1222	6	三笠市	道央	3	1	10	14
1225	7	滝川市	道央	6	3	10	19
1226	8	砂川市	道央	5	2	14	21
1227	9	歌志内市	道央	3	1	7	11
1228	10	深川市	道央	4	2	10	16
1423	11	南幌町	道央	3	1	7	11
1424	12	奈井江町	道央	3	1	7	11
1425	13	上砂川町	道央	3	1	5	9
1427	14	由仁町	道央	3	1	7	11
1428	15	長沼町	道央	5	2	10	17
1429	16	栗山町	道央	5	2	7	14
1430	17	月形町	道央	3	1	7	11
1431	18	浦臼町	道央	3	1	7	11
1432	19	新十津川町	道央	3	1	7	11
1433	20	妹背牛町	道央	3	1	7	11
1434	21	秩父別町	道央	3	1	7	11
1436	22	雨竜町	道央	3	1	7	11
1437	23	北竜町	道央	3	1	7	11
1438	24	沼田町	道央	3	1	7	11
1101	25-1	札幌市中央区	道央	18	10		
1102	25-2	札幌市北区	道央	18	10		
1103	25-3	札幌市東区	道央	16	10		
1104	25-4	札幌市白石区	道央	19	10		
1105	25-5	札幌市豊平区	道央	19	10		
1106	25-6	札幌市南区	道央	12	7	79	327
1107	25-7	札幌市西区	道央	18	10		
1108	25-8	札幌市厚別区	道央	15	7		
1109	25-9	札幌市手稲区	道央	12	7		
1110	25-10	札幌市清田区	道央	13	7		
1217	26	江別市	道央	15	7	9	31
1224	27	千歳市	道央	8	5	29	42
1231	28	恵庭市	道央	9	5	15	29
1234	29	北広島市	道央	10	5	8	23
1235	30	石狩市	道央	10	5	14	29
1303	31	当別町	道央	5	2	7	14
1304	32	新篠津村	道央	3	1	7	11
1203	33	小樽市	道央	14	7	49	70
1391	34	島牧村	道央	3	1	7	11
1392	35	寿館町	道央	3	1	7	11
1393	36	黒松内町	道央	3	1	7	11
1394	37	蘭越町	道央	3	1	10	14
1395	38	二セコ町	道央	3	1	15	19
1396	39	真狩村	道央	3	1	7	11
1397	40	留寿都村	道央	3	1	15	19
1398	41	喜茂別町	道央	3	1	20	24
1399	42	京極町	道央	3	1	10	14
1400	43	保知梁町	道央	4	2	15	21
1401	44	共和町	道央	3	1	7	11
1402	45	岩内町	道央	5	2	7	14
1403	46	泊村	道央	3	1	7	11
1404	47	神楽内村	道央	3	1	7	11
1405	48	穂積町	道央	3	1	10	14
1406	49	古平町	道央	3	1	5	9
1407	50	仁木町	道央	3	1	7	11
1408	51	余市町	道央	5	2	10	17
1409	52	赤井川村	道央	3	1	7	11
1205	53	室蘭市	道央	7	5	8	20
1213	54	苫小牧市	道央	12	7	13	32
1230	55	赤井市	道央	10	5	20	35
1233	56	伊達市	道央	7	3	15	25
1571	57	豊浦町	道央	3	1	7	11
1575	58	杜陵町	道央	3	1	15	19
1578	59	白老町	道央	5	2	15	22
1581	60	厚真町	道央	3	1	7	11
1584	61	洞爺湖町	道央	3	1	20	24
1585	62	安平町	道央	3	1	7	11
1586	63	むかわ町	道央	3	1	7	11
1601	64	日高町	道央	5	2	7	14
1602	65	平取町	道央	3	1	7	11
1604	66	新冠町	道央	3	1	7	11
1607	67	浦幌町	道央	5	2	7	14
1608	68	樺根町	道央	3	1	5	9
1609	69	えりも町	道央	3	1	7	11
1610	70	新ひだか町	道央	4	2	7	13

3. 基本方針に基づくビジョンの策定

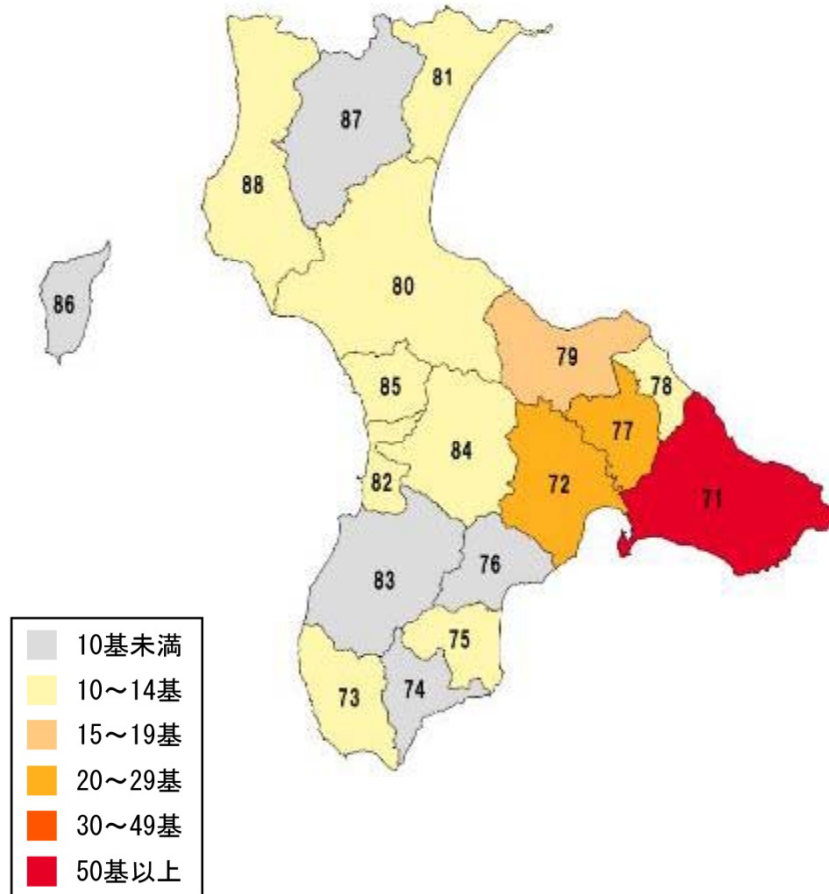
基本方針Ⅰ③
経路充電の充実

基本方針Ⅱ
緊急充電

基本方針Ⅲ
観光周遊の支援

【道南圏】

急速：76基
24時間：32基
普通：156基



番号	市町村	4圏域	ビジョンで設置可能な充電器基数			合計
			急速	24時間	普通	
71	西館市	道南	17	10	30	57
72	北斗市	道南	7	3	10	20
73	松前町	道南	3	1	7	11
74	福島町	道南	3	1	5	9
75	知内町	道南	3	1	7	11
76	木古内町	道南	3	1	5	9
77	七飯町	道南	5	2	15	22
78	鹿部町	道南	3	1	7	11
79	森町	道南	5	2	10	17
80	八雲町	道南	4	2	7	13
81	長万部町	道南	3	1	10	14
82	江差町	道南	2	1	7	10
83	上ノ国町	道南	3	1	5	9
84	厚沢部町	道南	3	1	7	11
85	乙部町	道南	3	1	7	11
86	奥尻町	道南	3	1	5	9
87	今金町	道南	3	1	5	9
88	せたな町	道南	3	1	7	11

※なお、当ビジョンへの適合要件ではないが、「申請者(設置者)」と「充電器を設置しようとする土地の所有者又は管理者」が異なる場合は、土地の所有者又は管理者との同意が必要となるので、申請者はあらかじめ協議を進めておくこと。

3. 基本方針に基づくビジョンの策定

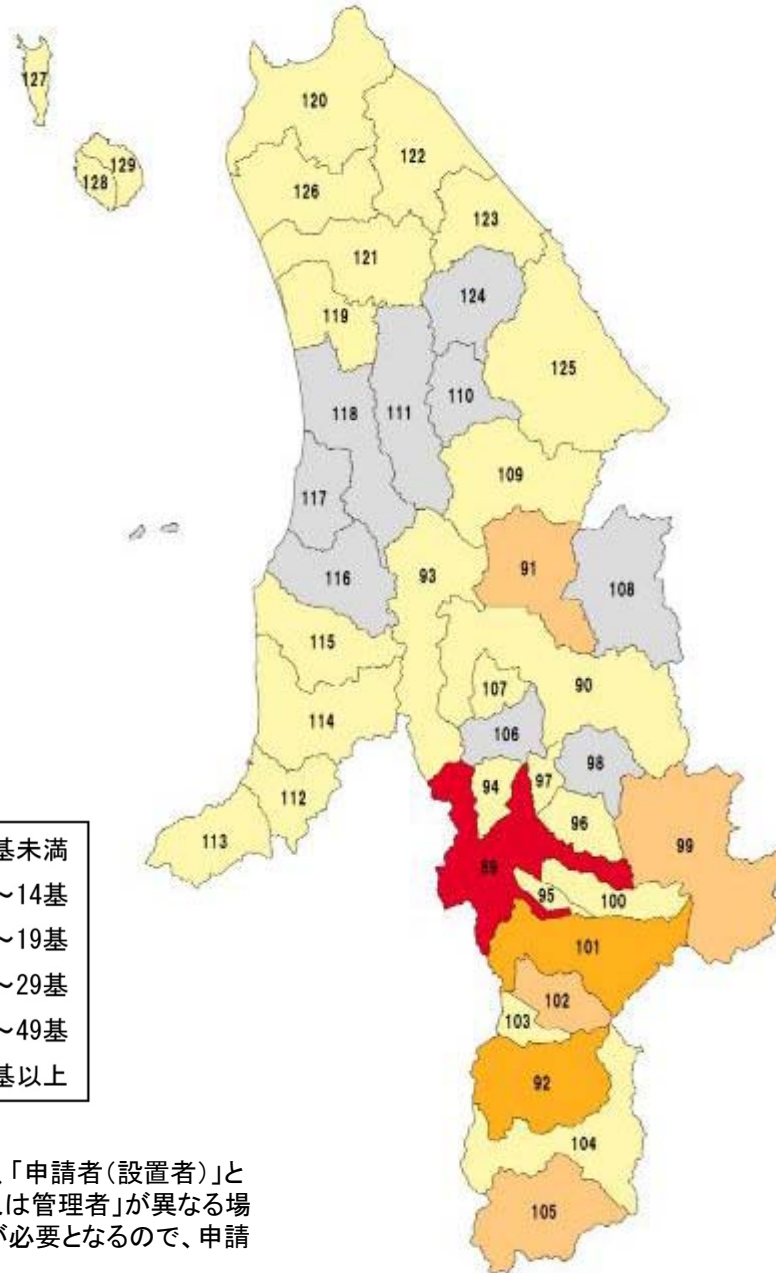
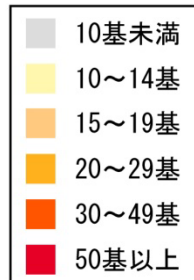
基本方針Ⅰ③
経路充電の充実

基本方針Ⅱ
緊急充電

基本方針Ⅲ
観光周遊の支援

【道北圏】

急速：144基
24時間：57基
普通：354基



番号	市町村	4圏域	ビジョンで設置可能な充電器基数			合計
			急速	24時間	普通	
89	旭川市	道北	15	10	46	71
90	士別市	道北	4	2	7	13
91	名寄市	道北	4	2	10	16
92	富良野市	道北	4	2	15	21
93	幌加内町	道北	3	1	7	11
94	鹿栖町	道北	3	1	7	11
95	東神楽町	道北	3	1	7	11
96	当麻町	道北	3	1	7	11
97	比布町	道北	3	1	7	11
98	愛別町	道北	3	1	5	9
99	上川町	道北	3	1	15	19
100	東川町	道北	3	1	10	14
101	美瑛町	道北	5	2	15	22
102	上富良野町	道北	5	2	10	17
103	中富良野町	道北	3	1	10	14
104	南富良野町	道北	3	1	7	11
105	占冠村	道北	3	1	15	19
106	和寒町	道北	3	1	5	9
107	剣淵町	道北	3	1	10	14
108	下川町	道北	3	1	5	9
109	美深町	道北	3	1	7	11
110	音威子府村	道北	3	1	5	9
111	中川町	道北	3	1	5	9
112	留萌市	道北	4	2	7	13
113	増毛町	道北	3	1	7	11
114	小平町	道北	3	1	7	11
115	苫前町	道北	3	1	7	11
116	羽幌町	道北	3	1	5	9
117	初山別村	道北	3	1	5	9
118	遠別町	道北	3	1	5	9
119	天塩町	道北	3	1	7	11
120	稚内市	道北	5	2	6	13
121	幌延町	道北	3	1	7	11
122	猿払村	道北	3	1	7	11
123	浜頓別町	道北	3	1	7	11
124	中頓別町	道北	3	1	5	9
125	枝幸町	道北	2	1	7	10
126	豊富町	道北	3	1	7	11
127	礼文町	道北	3	1	7	11
128	利尻町	道北	3	1	7	11
129	利尻富士町	道北	3	1	7	11

※なお、当ビジョンへの適合要件ではないが、「申請者(設置者)」と「充電器を設置しようとする土地の所有者又は管理者」が異なる場合は、土地の所有者又は管理者との同意が必要となるので、申請者はあらかじめ協議を進めておくこと。

3. 基本方針に基づくビジョンの策定

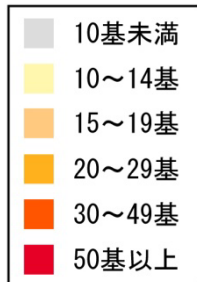
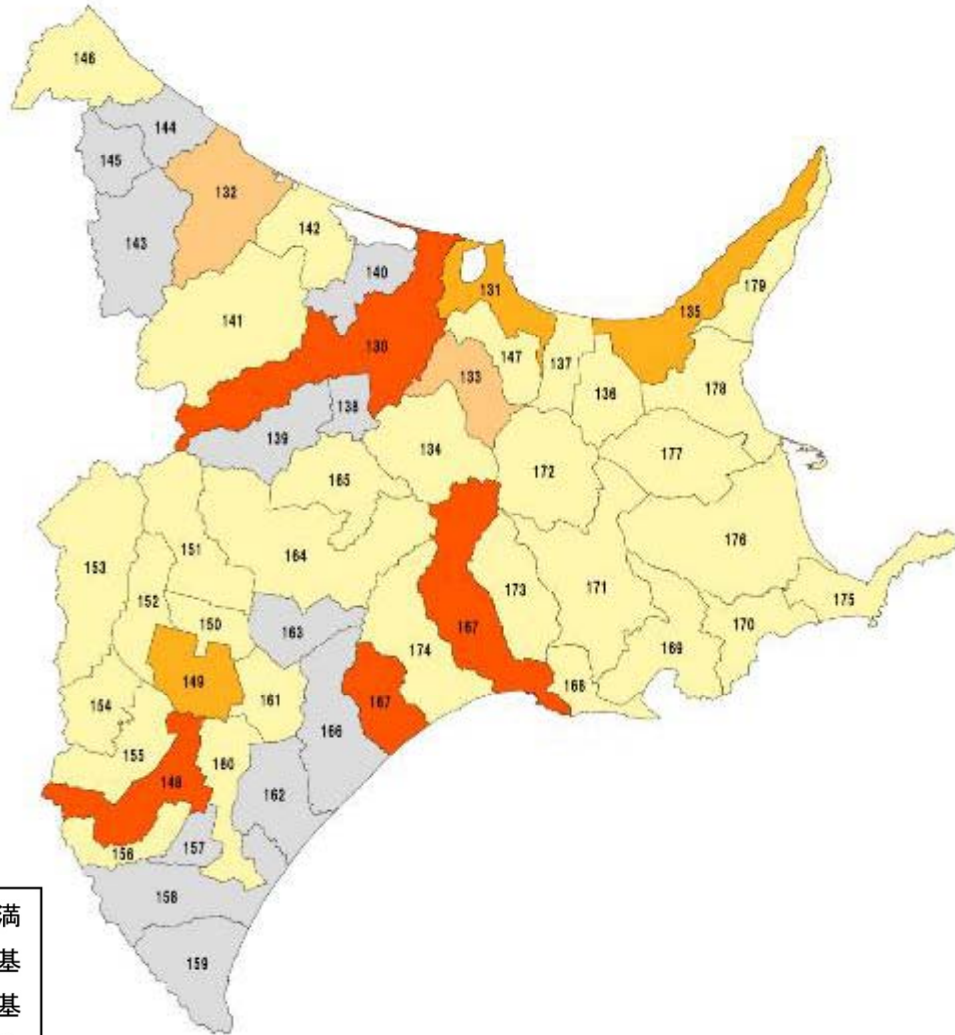
基本方針Ⅰ③
経路充電の充実

基本方針Ⅱ
緊急充電

基本方針Ⅲ
観光周遊の支援

【道東圏】

急速：199基
24時間：67基
普通：413基



番号	市町村	4圏域	ビジョンで設置可能な充電器基数			合計
			急速	24時間	普通	
130	北見市	道東	13	6	14	33
131	網走市	道東	6	2	14	22
132	紋別市	道東	4	1	10	15
133	美幌町	道東	4	1	10	15
134	津別町	道東	3	1	7	11
135	釧路市	道東	4	1	15	20
136	清里町	道東	3	1	7	11
137	小清水町	道東	3	1	7	11
138	訓子府町	道東	3	1	5	9
139	置戸町	道東	3	1	5	9
140	佐呂間町	道東	2	0	7	9
141	遠軽町	道東	4	1	7	12
142	湧別町	道東	3	1	7	11
143	滝上町	道東	3	1	5	9
144	興部町	道東	3	1	5	9
145	西興部村	道東	3	1	5	9
146	雄武町	道東	3	1	7	11
147	大空町	道東	3	1	10	14
148	帯広市	道東	13	6	18	37
149	音更町	道東	6	2	15	23
150	士幌町	道東	3	1	7	11
151	上士幌町	道東	3	1	7	11
152	鹿追町	道東	3	1	10	14
153	新得町	道東	3	1	10	14
154	清水町	道東	4	1	5	10
155	芽室町	道東	5	2	7	14
156	中札内村	道東	3	1	10	14
157	更別村	道東	3	1	5	9
158	大樹町	道東	3	1	5	9
159	広尾町	道東	2	0	7	9
160	蔭別町	道東	5	2	7	14
161	池田町	道東	3	1	7	11
162	豊頃町	道東	3	1	5	9
163	本別町	道東	2	0	7	9
164	足寄町	道東	3	1	10	14
165	陸別町	道東	3	1	7	11
166	浦幌町	道東	3	1	5	9
167	釧路市	道東	14	6	19	39
168	釧路町	道東	5	2	7	14
169	厚岸町	道東	4	1	7	12
170	浜中町	道東	3	1	7	11
171	標茶町	道東	3	1	7	11
172	弟子屈町	道東	2	0	10	12
173	鶴居村	道東	3	1	7	11
174	白糠町	道東	3	1	10	14
175	標室市	道東	4	1	7	12
176	別海町	道東	5	2	7	14
177	中標津町	道東	4	1	7	12
178	標津町	道東	3	1	7	11
179	羅臼町	道東	3	1	10	14

※なお、当ビジョンへの適合要件ではないが、「申請者(設置者)」と「充電器を設置しようとする土地の所有者又は管理者」が異なる場合は、土地の所有者又は管理者との同意が必要となるので、申請者はあらかじめ協議を進めておくこと。